

兵庫県公報

平成23年 1月14日 金曜日 第 2252 号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 土地改良法に基づく換地処分を行った旨の届出（農地整備課）	1
○ 林業種苗生産事業者の登録証の記載事項の変更（林務課）	1
○ 林業種苗生産事業者の登録の失効（同）	2
○ 保安林の指定予定（豊かな森づくり課）	2
○ 保安林の指定の予定通知（同）	3
○ 同 上（同）	3
○ 公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）	4
○ 土砂災害警戒区域の指定（砂防課）	4
○ 同 上（同）	4
○ 同 上（同）	4
公 告	
○ 大規模小売店舗の新設に関する届出（北播磨県民局）	14
○ 同 上（中播磨県民局）	15
○ 尼崎病院と塚口病院の統合再編に係る新病院の建築設計業務に係る企画提案競技の実施（宮繕課）	16
○ 入札公告（管理課）	18
病院局辞令	
○ 工藤 比等志ほか	21
選挙管理委員会公告	
○ 平成22年度選挙一般表彰	21
○ 平成22年7月11日執行参議院議員通常選挙兵庫県選挙管理委員会表彰	21
公安委員会告示	
○ 道路交通法に基づく免許関係事務の委託に係る要件	22
○ 道路交通法に基づく講習の委託に係る要件	22
○ 同 上	23
○ 同 上	24

告 示

兵庫県告示第27号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第54条第3項の規定により、次の市から換地処分を行った旨の届出があった。

平成23年1月14日

兵庫県知事 井戸 敏三

市の名称	地区名
加東市	久米地区

~~~~~

### 兵庫県告示第28号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第13条第1項の規定により、次の林業種苗生産事業者の登録証の記載事項を変更した。

平成23年 1月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

|   | 登録<br>番号 | 生産事業者の氏名<br>又は名称及び住所     | 生産事業の内容 |     |           |                   | 事業所の名称<br>及び所在地                                                                                         |
|---|----------|--------------------------|---------|-----|-----------|-------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|   |          |                          | 種 穂     |     | 苗 木       |                   |                                                                                                         |
|   |          |                          | 採 取     | 精 選 | 幼苗の<br>養成 | 幼苗以<br>外の苗<br>木養成 |                                                                                                         |
| 新 | 姫102     | 中はりま森林組合<br>神崎郡神河町寺前251  | ○       |     | ○         | ○                 | 主たる事業所<br>神崎郡神河町寺前251<br>従たる事業所<br>①姫路市夢前町前之庄<br>2160<br>②同 市安富町末広 1<br>③神崎郡神河町山田 1<br>④同 郡同 町寺前<br>251 |
| 旧 | 姫102     | 大河内町森林組合<br>神崎郡大河内町寺前251 | ○       |     | ○         | ○                 | 生産事業者の氏名又は<br>名称及び住所に同じ                                                                                 |



**兵庫県告示第29号**

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第14条第1項の規定により、次の林業種苗生産事業者の登録は、その者が生産事業を廃止したので失効した。

平成23年 1月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

| 登録番号 | 生産事業者の氏名<br>又は名称及び住所        | 生産事業の内容 |     |           |                   | 事業所の名称<br>及び所在地         |
|------|-----------------------------|---------|-----|-----------|-------------------|-------------------------|
|      |                             | 種 穂     |     | 苗 木       |                   |                         |
|      |                             | 採 取     | 精 選 | 幼苗の<br>養成 | 幼苗以<br>外の苗<br>木養成 |                         |
| 姫78  | 荒 川 敏 明<br>神崎郡神河町吉富880      | ○       |     | ○         | ○                 | 生産事業者の氏名又は<br>名称及び住所に同じ |
| 姫101 | 神崎町森林組合<br>神崎郡神河町山田 1       | ○       |     | ○         | ○                 | 同 上                     |
| 姫103 | 福崎町森林組合<br>神崎郡福崎町南田原3116- 1 |         |     | ○         | ○                 | 同 上                     |



**兵庫県告示第30号**

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成23年 1月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林予定森林の所在場所  
美方郡新温泉町熊谷字栃谷口山1527の4から1527の26まで
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字栃谷口山1527の8・1527の9・1527の21・1527の23（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）

- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡新温泉町役場に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第31号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成23年1月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林予定森林の所在場所  
宍粟市一宮町生栖字柴89の6（次の図に示す部分に限る。）、宇下モ山906の2、906の12、906の30
- 2 指定の目的  
水源のかん養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
宇柴89の6（次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、西播磨県民局光都農林水産振興事務所及び宍粟市役所に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第32号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成23年1月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林予定森林の所在場所  
朝来市佐囊字村坂106の11
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
宇村坂106の11（次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第33号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、尼崎市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成23年1月14日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類  
公共測量（都市計画図修正 レベル2500）
- 2 作業期間  
平成23年1月20日から同年3月31日まで
- 3 作業地域  
尼崎市臨海地域



**兵庫県告示第34号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成23年1月14日

兵庫県知事 井戸敏三

| 名 称                   | 指 定 の 区 域                       | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|-----------------------|---------------------------------|---------------------|
| 中構(2)Ⅱ<br>(102010386) | 姫路市林田町中構<br>たつの市神岡町北横内（別図1のとおり） | 急傾斜地の崩壊             |

（別図1は省略し、これらの図面を兵庫県土整備部土木局砂防課、中播磨県民局姫路土木事務所、西播磨県民局龍野土木事務所、姫路市役所及びたつの市役所に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第35号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成23年1月14日

兵庫県知事 井戸敏三

| 名 称                   | 指 定 の 区 域                   | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|-----------------------|-----------------------------|---------------------|
| 落地Ⅱ<br>(138000209)    | 赤穂市西有年<br>赤穂郡上郡町落地（別図1のとおり） | 急傾斜地の崩壊             |
| 飯坂(1)Ⅲ<br>(138000212) | 赤穂市西有年<br>赤穂郡上郡町落地（別図2のとおり） | 急傾斜地の崩壊             |
| 落地1Ⅱ<br>(238000112)   | 赤穂市西有年<br>赤穂郡上郡町落地（別図3のとおり） | 土石流                 |

（別図1から別図3までは省略し、これらの図面を兵庫県土整備部土木局砂防課、西播磨県民局光都土木事務所、赤穂市役所及び赤穂郡上郡町役場に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第36号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成23年1月14日

兵庫県知事 井戸 敏三

| 名 称                     | 指 定 の 区 域                  | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|-------------------------|----------------------------|---------------------|
| 小野豆Ⅰ<br>(138000091)     | 赤穂郡上郡町小野豆 (別図1のとおり)        | 急傾斜地の崩壊             |
| 小野豆(1)Ⅱ<br>(138000092)  | 赤穂郡上郡町小野豆 (別図2のとおり)        | 急傾斜地の崩壊             |
| 小野豆(2)Ⅱ<br>(138000093)  | 赤穂郡上郡町小野豆 (別図3のとおり)        | 急傾斜地の崩壊             |
| 小野豆(3)Ⅱ<br>(138000094)  | 赤穂郡上郡町小野豆 (別図4のとおり)        | 急傾斜地の崩壊             |
| 小野豆Ⅲ<br>(138000095)     | 赤穂郡上郡町小野豆 (別図5のとおり)        | 急傾斜地の崩壊             |
| 佐用谷Ⅱ<br>(138000096)     | 赤穂郡上郡町佐用谷 (別図6のとおり)        | 急傾斜地の崩壊             |
| 佐用谷(2)Ⅲ<br>(138000097)  | 赤穂郡上郡町佐用谷 (別図7のとおり)        | 急傾斜地の崩壊             |
| 佐用谷(3)Ⅲ<br>(138000098)  | 赤穂郡上郡町奥 (別図8のとおり)          | 急傾斜地の崩壊             |
| 宇野山下Ⅰ<br>(138000099)    | 赤穂郡上郡町宇野山 (別図9のとおり)        | 急傾斜地の崩壊             |
| 宇野山下(1)Ⅱ<br>(138000100) | 赤穂郡上郡町宇野山 (別図10のとおり)       | 急傾斜地の崩壊             |
| 宇野山下(2)Ⅱ<br>(138000101) | 赤穂郡上郡町宇野山 (別図11のとおり)       | 急傾斜地の崩壊             |
| 宇野山下(3)Ⅱ<br>(138000102) | 赤穂郡上郡町宇野山 (別図12のとおり)       | 急傾斜地の崩壊             |
| 宇野山(1)Ⅲ<br>(138000103)  | 赤穂郡上郡町宇野山 (別図13のとおり)       | 急傾斜地の崩壊             |
| 休治Ⅲ<br>(138000104)      | 赤穂郡上郡町休治 (別図14のとおり)        | 急傾斜地の崩壊             |
| 高田台(1)Ⅰ<br>(138000105)  | 赤穂郡上郡町高田台2丁目<br>(別図15のとおり) | 急傾斜地の崩壊             |
| 高田台(2)Ⅰ<br>(138000106)  | 赤穂郡上郡町高田台6丁目<br>(別図16のとおり) | 急傾斜地の崩壊             |
| 高田台(3)Ⅰ<br>(138000107)  | 赤穂郡上郡町高田台4丁目<br>(別図17のとおり) | 急傾斜地の崩壊             |
| 高田台(4)Ⅰ<br>(138000108)  | 赤穂郡上郡町高田台5丁目<br>(別図18のとおり) | 急傾斜地の崩壊             |
| 高田台(5)Ⅰ<br>(138000109)  | 赤穂郡上郡町高田台4丁目<br>(別図19のとおり) | 急傾斜地の崩壊             |
| 谷Ⅰ<br>(138000110)       | 赤穂郡上郡町与井 (別図20のとおり)        | 急傾斜地の崩壊             |
| 谷Ⅱ<br>(138000111)       | 赤穂郡上郡町与井 (別図21のとおり)        | 急傾斜地の崩壊             |

|                        |                      |         |
|------------------------|----------------------|---------|
| 寺前(1)Ⅱ<br>(138000112)  | 赤穂郡上郡町与井 (別図22のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 |
| 寺前(2)Ⅱ<br>(138000113)  | 赤穂郡上郡町与井 (別図23のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 |
| 西脇Ⅱ<br>(138000114)     | 赤穂郡上郡町与井 (別図24のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 |
| 中山(1)Ⅱ<br>(138000115)  | 赤穂郡上郡町中野 (別図25のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 |
| 中山(2)Ⅱ<br>(138000116)  | 赤穂郡上郡町西野山 (別図26のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 西野山Ⅲ<br>(138000117)    | 赤穂郡上郡町西野山 (別図27のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 正福寺Ⅰ<br>(138000118)    | 赤穂郡上郡町正福寺 (別図28のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 正福寺Ⅱ<br>(138000119)    | 赤穂郡上郡町正福寺 (別図29のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 釜島(1)Ⅲ<br>(138000120)  | 赤穂郡上郡町釜島 (別図30のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 |
| 西野山Ⅱ<br>(138000121)    | 赤穂郡上郡町釜島 (別図31のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 |
| 釜島(2)Ⅲ<br>(138000122)  | 赤穂郡上郡町釜島 (別図32のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 |
| 河野原Ⅰ<br>(138000123)    | 赤穂郡上郡町河野原 (別図33のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 河野原Ⅱ<br>(138000124)    | 赤穂郡上郡町河野原 (別図34のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 観音寺(1)Ⅰ<br>(138000125) | 赤穂郡上郡町苔縄 (別図35のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 |
| 苔縄(1)Ⅰ<br>(138000126)  | 赤穂郡上郡町苔縄 (別図36のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 |
| 苔縄(2)Ⅰ<br>(138000127)  | 赤穂郡上郡町苔縄 (別図37のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 |
| 観音寺(2)Ⅰ<br>(138000128) | 赤穂郡上郡町苔縄 (別図38のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 |
| 観音寺Ⅲ<br>(138000129)    | 赤穂郡上郡町苔縄 (別図39のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 |
| 黒石(1)Ⅱ<br>(138000130)  | 赤穂郡上郡町旭日 (別図40のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 |
| 黒石(2)Ⅱ<br>(138000131)  | 赤穂郡上郡町旭日 (別図41のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 |
| 市原Ⅱ<br>(138000132)     | 赤穂郡上郡町旭日 (別図42のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 |
| 旭日甲(1)Ⅱ<br>(138000133) | 赤穂郡上郡町旭日 (別図43のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 |
|                        |                      |         |

|                        |                      |         |
|------------------------|----------------------|---------|
| 旭日甲(2)Ⅱ<br>(138000134) | 赤穂郡上郡町旭日 (別図44のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 |
| 石堂(1)Ⅰ<br>(138000135)  | 赤穂郡上郡町岩木 (別図45のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 |
| 細念Ⅰ<br>(138000136)     | 赤穂郡上郡町岩木 (別図46のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 |
| 倉尾Ⅰ<br>(138000137)     | 赤穂郡上郡町岩木 (別図47のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 |
| 石堂(2)Ⅰ<br>(138000138)  | 赤穂郡上郡町岩木 (別図48のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 |
| 岩木甲(1)Ⅰ<br>(138000139) | 赤穂郡上郡町岩木 (別図49のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 |
| 岩木甲(2)Ⅰ<br>(138000140) | 赤穂郡上郡町岩木 (別図50のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 |
| 岩木甲(3)Ⅰ<br>(138000141) | 赤穂郡上郡町岩木 (別図51のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 |
| 岩木甲(4)Ⅰ<br>(138000142) | 赤穂郡上郡町岩木 (別図52のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 |
| 石堂(1)Ⅱ<br>(138000143)  | 赤穂郡上郡町岩木 (別図53のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 |
| 石堂(2)Ⅱ<br>(138000144)  | 赤穂郡上郡町岩木 (別図54のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 |
| 石堂(3)Ⅱ<br>(138000145)  | 赤穂郡上郡町岩木 (別図55のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 |
| 中畑念Ⅱ<br>(138000146)    | 赤穂郡上郡町岩木 (別図56のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 |
| 岩木甲(1)Ⅱ<br>(138000147) | 赤穂郡上郡町岩木 (別図57のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 |
| 岩木甲(2)Ⅱ<br>(138000148) | 赤穂郡上郡町岩木 (別図58のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 |
| 細念(1)Ⅲ<br>(138000149)  | 赤穂郡上郡町岩木 (別図59のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 |
| 細念(2)Ⅲ<br>(138000150)  | 赤穂郡上郡町岩木 (別図60のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 |
| 井上Ⅰ<br>(138000151)     | 赤穂郡上郡町井上 (別図61のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 |
| 大持Ⅰ<br>(138000152)     | 赤穂郡上郡町井上 (別図62のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 |
| 井上Ⅲ<br>(138000153)     | 赤穂郡上郡町井上 (別図63のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 |
| 井上Ⅱ<br>(138000154)     | 赤穂郡上郡町大枝 (別図64のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 |
| 丹東(1)Ⅰ<br>(138000155)  | 赤穂郡上郡町山野里 (別図65のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
|                        |                      |         |

|                        |                      |         |
|------------------------|----------------------|---------|
| 丹東(2)Ⅰ<br>(138000156)  | 赤穂郡上郡町山野里 (別図66のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 西田Ⅰ<br>(138000157)     | 赤穂郡上郡町山野里 (別図67のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 丹東(3)Ⅰ<br>(138000158)  | 赤穂郡上郡町山野里 (別図68のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 大酒Ⅰ<br>(138000159)     | 赤穂郡上郡町山野里 (別図69のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 飯坂(2)Ⅰ<br>(138000160)  | 赤穂郡上郡町山野里 (別図70のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 山野里(2)Ⅰ<br>(138000161) | 赤穂郡上郡町山野里 (別図71のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 羽山Ⅱ<br>(138000162)     | 赤穂郡上郡町山野里 (別図72のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 大酒Ⅱ<br>(138000163)     | 赤穂郡上郡町山野里 (別図73のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 平野(1)Ⅱ<br>(138000164)  | 赤穂郡上郡町山野里 (別図74のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 平野(2)Ⅱ<br>(138000165)  | 赤穂郡上郡町山野里 (別図75のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 平野Ⅲ<br>(138000166)     | 赤穂郡上郡町山野里 (別図76のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 木ノ目(1)Ⅲ<br>(138000167) | 赤穂郡上郡町山野里 (別図77のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 木ノ目(2)Ⅲ<br>(138000168) | 赤穂郡上郡町山野里 (別図78のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 大酒(1)Ⅲ<br>(138000169)  | 赤穂郡上郡町山野里 (別図79のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 大酒(2)Ⅲ<br>(138000170)  | 赤穂郡上郡町山野里 (別図80のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 山田Ⅰ<br>(138000171)     | 赤穂郡上郡町竹万 (別図81のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 |
| 山田Ⅱ<br>(138000172)     | 赤穂郡上郡町竹万 (別図82のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 |
| 山田Ⅲ<br>(138000173)     | 赤穂郡上郡町竹万 (別図83のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 |
| 宿東Ⅲ<br>(138000174)     | 赤穂郡上郡町竹万 (別図84のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 |
| 井谷Ⅱ<br>(138000175)     | 赤穂郡上郡町船坂 (別図85のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 |
| 津原Ⅱ<br>(138000176)     | 赤穂郡上郡町船坂 (別図86のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 |
| 井谷Ⅲ<br>(138000177)     | 赤穂郡上郡町船坂 (別図87のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 |
|                        |                      |         |

|                       |                      |         |
|-----------------------|----------------------|---------|
| 湯ノ脇Ⅲ<br>(138000178)   | 赤穂郡上郡町船坂 (別図88のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 |
| 釜ヶ谷Ⅲ<br>(138000179)   | 赤穂郡上郡町船坂 (別図89のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 |
| 八保甲Ⅰ<br>(138000180)   | 赤穂郡上郡町八保 (別図90のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 |
| 皆坂Ⅰ<br>(138000181)    | 赤穂郡上郡町八保 (別図91のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 |
| 名村Ⅰ<br>(138000182)    | 赤穂郡上郡町八保 (別図92のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 |
| 八保丙Ⅰ<br>(138000183)   | 赤穂郡上郡町八保 (別図93のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 |
| 名村Ⅱ<br>(138000184)    | 赤穂郡上郡町八保 (別図94のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 |
| 皆坂(1)Ⅱ<br>(138000185) | 赤穂郡上郡町八保 (別図95のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 |
| 皆坂(2)Ⅱ<br>(138000186) | 赤穂郡上郡町八保 (別図96のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 |
| 皆坂(3)Ⅱ<br>(138000187) | 赤穂郡上郡町八保 (別図97のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 |
| 釜ヶ谷Ⅲ<br>(138000188)   | 赤穂郡上郡町八保 (別図98のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 |
| 皆坂Ⅲ<br>(138000189)    | 赤穂郡上郡町八保 (別図99のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 |
| 山脇(1)Ⅲ<br>(138000190) | 赤穂郡上郡町八保 (別図100のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 宗末Ⅰ<br>(138000191)    | 赤穂郡上郡町高山 (別図101のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 別所原Ⅰ<br>(138000192)   | 赤穂郡上郡町高山 (別図102のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 山脇Ⅱ<br>(138000193)    | 赤穂郡上郡町高山 (別図103のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 山脇(2)Ⅲ<br>(138000194) | 赤穂郡上郡町高山 (別図104のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 大石Ⅲ<br>(138000195)    | 赤穂郡上郡町高山 (別図105のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 延野Ⅰ<br>(138000196)    | 赤穂郡上郡町行頭 (別図106のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 中野Ⅰ<br>(138000197)    | 赤穂郡上郡町行頭 (別図107のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 行頭Ⅱ<br>(138000198)    | 赤穂郡上郡町行頭 (別図108のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 中野(1)Ⅱ<br>(138000199) | 赤穂郡上郡町行頭 (別図109のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
|                       |                      |         |

|                        |                       |         |
|------------------------|-----------------------|---------|
| 中野(2)Ⅱ<br>(138000200)  | 赤穂郡上郡町行頭 (別図110のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 |
| 八保(2)Ⅲ<br>(138000201)  | 赤穂郡上郡町別名 (別図111のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 |
| 下栗原Ⅰ<br>(138000202)    | 赤穂郡上郡町栗原 (別図112のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 |
| 下栗原Ⅱ<br>(138000203)    | 赤穂郡上郡町栗原 (別図113のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 |
| 下栗原Ⅲ<br>(138000204)    | 赤穂郡上郡町栗原 (別図114のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 |
| 上栗原(1)Ⅲ<br>(138000205) | 赤穂郡上郡町栗原 (別図115のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 |
| 上栗原(2)Ⅲ<br>(138000206) | 赤穂郡上郡町栗原 (別図116のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 |
| 飯坂(1)Ⅰ<br>(138000207)  | 赤穂郡上郡町落地 (別図117のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 |
| 宮谷Ⅰ<br>(138000208)     | 赤穂郡上郡町落地 (別図118のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 |
| 宮谷(1)Ⅱ<br>(138000210)  | 赤穂郡上郡町落地 (別図119のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 |
| 宮谷(2)Ⅱ<br>(138000211)  | 赤穂郡上郡町落地 (別図120のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 |
| 落地(1)Ⅲ<br>(138000213)  | 赤穂郡上郡町落地 (別図121のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 |
| 飯坂(2)Ⅲ<br>(138000214)  | 赤穂郡上郡町落地 (別図122のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 |
| 落地(2)Ⅲ<br>(138000215)  | 赤穂郡上郡町落地 (別図123のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 |
| 落地(3)Ⅲ<br>(138000216)  | 赤穂郡上郡町落地 (別図124のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 |
| 落地(4)Ⅲ<br>(138000217)  | 赤穂郡上郡町落地 (別図125のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 |
| 藪Ⅰ<br>(138000218)      | 赤穂郡上郡町梨ヶ原 (別図126のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 梨ヶ原Ⅱ<br>(138000219)    | 赤穂郡上郡町梨ヶ原 (別図127のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 藪(1)Ⅲ<br>(138000220)   | 赤穂郡上郡町梨ヶ原 (別図128のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 藪(2)Ⅲ<br>(138000221)   | 赤穂郡上郡町梨ヶ原 (別図129のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 土地谷Ⅲ<br>(138000222)    | 赤穂郡上郡町梨ヶ原 (別図130のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 梨ヶ原(1)Ⅲ<br>(138000223) | 赤穂郡上郡町梨ヶ原 (別図131のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
|                        |                       |         |

|                        |                             |         |
|------------------------|-----------------------------|---------|
| 梨ヶ原(2)Ⅲ<br>(138000224) | 赤穂郡上郡町梨ヶ原(別図132のとおり)        | 急傾斜地の崩壊 |
| 梨ヶ原(3)Ⅲ<br>(138000225) | 赤穂郡上郡町梨ヶ原(別図133のとおり)        | 急傾斜地の崩壊 |
| 小野豆川Ⅰ<br>(238000042)   | 赤穂郡上郡町小野豆(別図134のとおり)        | 土石流     |
| 小野豆Ⅰ<br>(238000043)    | 赤穂郡上郡町小野豆(別図135のとおり)        | 土石流     |
| 宇野山下2Ⅰ<br>(238000044)  | 赤穂郡上郡町宇野山(別図136のとおり)        | 土石流     |
| 大谷川Ⅱ<br>(238000045)    | 赤穂郡上郡町宇野山(別図137のとおり)        | 土石流     |
| 宇野山下1Ⅱ<br>(238000046)  | 赤穂郡上郡町宇野山(別図138のとおり)        | 土石流     |
| 宇野山下3Ⅱ<br>(238000047)  | 赤穂郡上郡町宇野山(別図139のとおり)        | 土石流     |
| 奥休治川Ⅰ<br>(238000048)   | 赤穂郡上郡町休治(別図140のとおり)         | 土石流     |
| 中庄川Ⅰ<br>(238000049)    | 赤穂郡上郡町休治(別図141のとおり)         | 土石流     |
| 西庄Ⅰ<br>(238000050)     | 赤穂郡上郡町休治(別図142のとおり)         | 土石流     |
| 板屋谷1Ⅰ<br>(238000051)   | 赤穂郡上郡町中野(別図143のとおり)         | 土石流     |
| 板屋谷2Ⅰ<br>(238000052)   | 赤穂郡上郡町中野(別図144のとおり)         | 土石流     |
| 板屋谷3Ⅱ<br>(238000053)   | 赤穂郡上郡町中野(別図145のとおり)         | 土石流     |
| 高田台Ⅰ<br>(238000054)    | 赤穂郡上郡町高田台1丁目<br>(別図146のとおり) | 土石流     |
| 正福寺1Ⅰ<br>(238000055)   | 赤穂郡上郡町正福寺(別図147のとおり)        | 土石流     |
| 正福寺2Ⅰ<br>(238000056)   | 赤穂郡上郡町正福寺(別図148のとおり)        | 土石流     |
| 釜島Ⅰ<br>(238000057)     | 赤穂郡上郡町釜島(別図149のとおり)         | 土石流     |
| 石生谷川Ⅰ<br>(238000058)   | 赤穂郡上郡町苔縄(別図150のとおり)         | 土石流     |
| 轟川Ⅱ<br>(238000059)     | 赤穂郡上郡町苔縄(別図151のとおり)         | 土石流     |
| 石戸Ⅰ<br>(238000060)     | 赤穂郡上郡町岩木(別図152のとおり)         | 土石流     |
| 細念Ⅰ<br>(238000061)     | 赤穂郡上郡町岩木(別図153のとおり)         | 土石流     |
|                        |                             |         |

|                        |                       |     |
|------------------------|-----------------------|-----|
| 不生谷川 I<br>(238000062)  | 赤穂郡上郡町岩木 (別図154のとおり)  | 土石流 |
| 倉尾川 I<br>(238000063)   | 赤穂郡上郡町岩木 (別図155のとおり)  | 土石流 |
| 才坂 I<br>(238000064)    | 赤穂郡上郡町岩木 (別図156のとおり)  | 土石流 |
| 船谷大地 I<br>(238000065)  | 赤穂郡上郡町岩木 (別図157のとおり)  | 土石流 |
| 田ノ尻 II<br>(238000066)  | 赤穂郡上郡町岩木 (別図158のとおり)  | 土石流 |
| 鍛冶 II<br>(238000067)   | 赤穂郡上郡町岩木 (別図159のとおり)  | 土石流 |
| 羽山谷川 I<br>(238000068)  | 赤穂郡上郡町井上 (別図160のとおり)  | 土石流 |
| 飯坂 1 I<br>(238000069)  | 赤穂郡上郡町山野里 (別図161のとおり) | 土石流 |
| 飯坂 2 I<br>(238000070)  | 赤穂郡上郡町山野里 (別図162のとおり) | 土石流 |
| 山野里川 I<br>(238000071)  | 赤穂郡上郡町山野里 (別図163のとおり) | 土石流 |
| 木目川 I<br>(238000072)   | 赤穂郡上郡町山野里 (別図164のとおり) | 土石流 |
| 中ノ谷川 I<br>(238000073)  | 赤穂郡上郡町山野里 (別図165のとおり) | 土石流 |
| 宮ノ谷川 I<br>(238000074)  | 赤穂郡上郡町山野里 (別図166のとおり) | 土石流 |
| 新田 1 II<br>(238000075) | 赤穂郡上郡町山野里 (別図167のとおり) | 土石流 |
| 新田 2 II<br>(238000076) | 赤穂郡上郡町山野里 (別図168のとおり) | 土石流 |
| 木ノ目 II<br>(238000077)  | 赤穂郡上郡町山野里 (別図169のとおり) | 土石流 |
| 平野 II<br>(238000078)   | 赤穂郡上郡町山野里 (別図170のとおり) | 土石流 |
| 竹万 1 I<br>(238000079)  | 赤穂郡上郡町竹万 (別図171のとおり)  | 土石流 |
| 竹万 2 I<br>(238000080)  | 赤穂郡上郡町竹万 (別図172のとおり)  | 土石流 |
| 山田 II<br>(238000081)   | 赤穂郡上郡町竹万 (別図173のとおり)  | 土石流 |
| 第二井谷川 I<br>(238000082) | 赤穂郡上郡町船坂 (別図174のとおり)  | 土石流 |
| 第一井谷川 I<br>(238000083) | 赤穂郡上郡町船坂 (別図175のとおり)  | 土石流 |
|                        |                       |     |

|                            |                      |     |
|----------------------------|----------------------|-----|
| 釜ヶ谷 1 I<br>(238000084)     | 赤穂郡上郡町船坂 (別図176のとおり) | 土石流 |
| 釜ヶ谷 2 I<br>(238000085)     | 赤穂郡上郡町船坂 (別図177のとおり) | 土石流 |
| 湯ノ脇川 1 I<br>(238000086)    | 赤穂郡上郡町船坂 (別図178のとおり) | 土石流 |
| 湯ノ脇川 2 I<br>(238000087)    | 赤穂郡上郡町船坂 (別図179のとおり) | 土石流 |
| 皆坂 I<br>(238000088)        | 赤穂郡上郡町八保 (別図180のとおり) | 土石流 |
| 谷保丙皆坂 1 I<br>(238000089)   | 赤穂郡上郡町八保 (別図181のとおり) | 土石流 |
| 上ノ池谷川 1 I<br>(238000090)   | 赤穂郡上郡町八保 (別図182のとおり) | 土石流 |
| 上ノ池谷川 2 I<br>(238000091)   | 赤穂郡上郡町八保 (別図183のとおり) | 土石流 |
| 東岡谷川 I<br>(238000092)      | 赤穂郡上郡町八保 (別図184のとおり) | 土石流 |
| 釜谷 I<br>(238000093)        | 赤穂郡上郡町八保 (別図185のとおり) | 土石流 |
| 安室川 II<br>(238000094)      | 赤穂郡上郡町八保 (別図186のとおり) | 土石流 |
| 新垣内 II<br>(238000095)      | 赤穂郡上郡町八保 (別図187のとおり) | 土石流 |
| 播磨自然高原 I<br>(238000096)    | 赤穂郡上郡町高山 (別図188のとおり) | 土石流 |
| 大石川 I<br>(238000097)       | 赤穂郡上郡町高山 (別図189のとおり) | 土石流 |
| 高山大谷 I<br>(238000098)      | 赤穂郡上郡町高山 (別図190のとおり) | 土石流 |
| 別所原川 I<br>(238000099)      | 赤穂郡上郡町高山 (別図191のとおり) | 土石流 |
| 太山寺川 I<br>(238000100)      | 赤穂郡上郡町高山 (別図192のとおり) | 土石流 |
| 一ノ木谷川 I<br>(238000101)     | 赤穂郡上郡町高山 (別図193のとおり) | 土石流 |
| 播磨自然高原 2 II<br>(238000102) | 赤穂郡上郡町高山 (別図194のとおり) | 土石流 |
| 小谷 II<br>(238000103)       | 赤穂郡上郡町高山 (別図195のとおり) | 土石流 |
| 山脇 II<br>(238000104)       | 赤穂郡上郡町高山 (別図196のとおり) | 土石流 |
| 横谷川 I<br>(238000105)       | 赤穂郡上郡町行頭 (別図197のとおり) | 土石流 |
|                            |                      |     |

|                            |                       |     |
|----------------------------|-----------------------|-----|
| 行頭小谷川 I<br>(238000106)     | 赤穂郡上郡町行頭 (別図198のとおり)  | 土石流 |
| 延野 II<br>(238000107)       | 赤穂郡上郡町行頭 (別図199のとおり)  | 土石流 |
| 中野 1 II<br>(238000108)     | 赤穂郡上郡町行頭 (別図200のとおり)  | 土石流 |
| 中野 2 II<br>(238000109)     | 赤穂郡上郡町行頭 (別図201のとおり)  | 土石流 |
| 下栗原 II<br>(238000110)      | 赤穂郡上郡町栗原 (別図202のとおり)  | 土石流 |
| 落地 2 I<br>(238000111)      | 赤穂郡上郡町落地 (別図203のとおり)  | 土石流 |
| 藪 I<br>(238000113)         | 赤穂郡上郡町梨ヶ原 (別図204のとおり) | 土石流 |
| 播磨自然高原 3 II<br>(238000114) | 赤穂郡上郡町梨ヶ原 (別図205のとおり) | 土石流 |
| 上宿 II<br>(238000115)       | 赤穂郡上郡町梨ヶ原 (別図206のとおり) | 土石流 |

(別図 1 から別図206までは省略し、これらの図面を兵庫県県土整備部土木局砂防課、西播磨県民局光都土木事務所及び赤穂郡上郡町役場に備え置いて縦覧に供する。)

## 公 告

### 大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

平成23年1月14日

北播磨県民局長 杉 本 明 文

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 ドラッグコスモス青山店  
所在地 三木市志染町青山五丁目30番1
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
名称 株式会社コスモス薬品  
代表者の氏名 宇 野 正 晃  
住所 福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
名称 株式会社コスモス薬品  
代表者の氏名 宇 野 正 晃  
住所 福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号
- 4 大規模小売店舗の新設をする日  
平成23年8月17日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
1,600平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- (1) 駐車場の収容台数  
63台
- (2) 駐輪場の収容台数  
22台
- (3) 荷さばき施設の面積  
47.2平方メートル
- (4) 廃棄物等の保管施設の容量  
13.5立方メートル

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

| 小売業を行う者の氏名又は名称 | 開店時刻  | 閉店時刻  |
|----------------|-------|-------|
| 株式会社コスモス薬品     | 午前10時 | 午後10時 |

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前9時30分から午後10時30分まで
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数  
出入口1箇所
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前6時から午後10時まで

8 届出年月日

平成22年12月16日

9 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

- (1) 縦覧場所  
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び北播磨県民局加東土木事務所まちづくり建築第1課
- (2) 縦覧期間  
平成23年1月14日から4月間

10 意見書の提出期限及び提出先

- (1) 提出期限  
平成23年5月16日
- (2) 提出先  
北播磨県民局加東土木事務所まちづくり建築第1課  
〒673-1431 加東市社字西柿1075-2



**大規模小売店舗の新設に関する届出**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成23年1月14日

中播磨県民局長 網 谷 喜 明

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 マックスバリュ宮上店  
所在地 姫路市宮上町一丁目8番1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
名称 マックスバリュ西日本株式会社  
代表者の氏名 藤 本 昭  
住所 姫路市北条口四丁目4番地

- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
 名称 マックスバリュ西日本株式会社  
 代表者の氏名 藤 本 昭  
 住所 姫路市北条口四丁目 4 番地
- 4 大規模小売店舗の新設をする日  
 平成23年 8月17日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
 1,088平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - (1) 駐車場の収容台数  
 48台
  - (2) 駐輪場の収容台数  
 34台
  - (3) 荷さばき施設の面積  
 32平方メートル
  - (4) 廃棄物等の保管施設の容量  
 9立方メートル

- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

| 小売業を行う者の氏名又は名称 | 開店時刻   | 閉店時刻    |
|----------------|--------|---------|
| マックスバリュ西日本株式会社 | 午前 7 時 | 翌午前 0 時 |

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
 午前 6 時 30 分から翌午前 0 時 30 分まで
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数  
 出入口 2 箇所、入口 1 箇所、出口 1 箇所
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
 午前 6 時から午後 10 時まで
- 8 届出年月日  
 平成22年12月16日
- 9 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
  - (1) 縦覧場所  
 兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び中播磨県民局姫路土木事務所まちづくり建築課
  - (2) 縦覧期間  
 平成23年 1月14日から 4 月間
- 10 意見書の提出期限及び提出先
  - (1) 提出期限  
 平成23年 5月16日
  - (2) 提出先  
 中播磨県民局姫路土木事務所まちづくり建築課  
 〒670-0947 姫路市北条一丁目98番地



**尼崎病院と塚口病院の統合再編に係る新病院の建築設計業務に係る企画提案競技の実施**

尼崎病院と塚口病院の統合再編に係る新病院の建築設計業務を委託するため、次のとおり企画提案競技を実施する。

平成23年 1月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 趣旨  
 阪神地域において懸案となっている医療課題の解決を図るため、尼崎病院と塚口病院を統合再編し新病院

を新築整備するに当たり、当該建築設計業務を行う者を選定するため、公募による企画提案競技を実施する。

## 2 企画提案競技の概要

(1) 名称 尼崎病院と塚口病院の統合再編に係る新病院の建築設計業務に係る企画提案競技

(2) 施設概要

ア 所在地 尼崎市東難波町2丁目

イ 敷地面積 約35,000平方メートル

ウ 施設規模 約66,000平方メートル（730床）

(3) 提出書類

ア 参加表明書

イ 技術提案書（上記アの参加表明書を評価し、技術提案書の提出を求める者（以下「被要請者」という。）として選定された者にのみ提出を求める。）

(4) 選定方法及び委員会

ア 選定方法

選定は次の2段階とする。

(7) 1次選定

参加を希望する者から提出された参加表明書を尼崎病院と塚口病院の統合再編に係る新病院の建築設計業務委託者選定委員会（以下「委員会」という。）が評価し、被要請者として5者程度を選定する。

(8) 2次選定

被要請者から提出された技術提案書を委員会が評価し、技術提案書を特定する。

イ 委員会

被要請者の選定及び技術提案書の特定に係る審査は、下記の委員会で行う。

委員長 多淵 敏樹 神戸大学名誉教授

副委員長 大森 綏子 (社)兵庫県看護協会長

委員 糟谷 佐紀 神戸学院大学講師

守殿 貞夫 神戸赤十字病院長

河口 豊 広島国際大学名誉教授

前田 盛 兵庫県病院事業管理者

(5) 主催者及び事務局

ア 主催者 兵庫県（以下「県」という。）

イ 事務局 兵庫県土整備部住宅建築局営繕課営繕第3係（吉田）

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号（兵庫県庁第1号館12階）

電話 (078) 341-7711 内線 4793

## 3 参加資格

(1) 県の測量・建設コンサルタント等業務入札参加資格者名簿の「設計・監理」の建築（意匠・構造）、電気及び管の全てに登録されていること。

(2) 兵庫県の入札参加資格制限基準による入札参加の資格制限に該当しないこと及び兵庫県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていないこと。

(3) 過去10年以内に竣工した総合型病院（延床面積20,000平方メートル以上）の建築設計の実績を有すること。

(4) 経験が豊富な有資格者を、本件に従事する主任技術者として配置できること。

(5) 経営状態が健全であると県が認めるものであること。

(6) 本企画提案競技及びその後の委託契約について、不正又は不誠実な行為を行わないことを誓約できること。

## 4 被要請者の選定基準及び技術提案書の特定基準

(1) 被要請者の選定基準（1次選定）

ア 事務所の実力（技術者数、主要業務実績、類似業務実績、受賞実績）

イ 担当チームの能力（資格・経験年数、業務実績）

ウ 業務の実施方針（業務内容の理解度、提案の的確性・独創性・実現性）

(2) 技術提案書の特定基準（案）（2次選定）

ア 業務の実施方針・手法（工程計画及び動員計画の妥当性）

イ 提案（業務内容の理解度、提案の的確性・独創性・実現性、取組意欲）



- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- 3 入札の参加申込み及び入札の方法等
- 入札は、書面又は電子によるものとし、参加申込み方法等については次のとおりとする。
- (1) 書面による入札
- ア 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号  
兵庫県出納局管理課 担当 坂林  
電話 (078) 341-7711 内線 4938
- イ 参加申込みの期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間  
平成23年1月14日（金）から同月28日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）  
午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）
- ウ 入札・開札の日時及び場所  
平成23年2月23日（水）午後1時30分 兵庫県庁西館1階 大入札室
- エ 入札書の提出期限  
ウの入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による入札については、平成23年2月22日（火）午後5時までにアの場所に必着のこと。
- (2) 電子による入札  
「兵庫県物品電子入札・開札システム」の利用による入札（以下「電子入札」という。）及び開札手続を行うものとし、この場合は以下によること。
- ア 参加申込みの期間  
平成23年1月14日（金）午前9時から同月28日（金）午後4時まで（日曜日を除く。）
- イ 入札の日時  
平成23年2月16日（水）午前10時から同月23日（水）午後1時30分まで（日曜日を除く。）
- ウ 開札日時及び場所は(1)ウに同じ。
- 4 仕様確認等
- (1) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札しようとする物品の仕様書との適合性について、次により必ず確認を受けること。
- ア 受付期間  
平成23年1月15日（土）から同年2月8日（火）まで（持参の場合は、土曜日及び日曜日を除く。）の午前10時から午後4時まで（持参の場合は、正午から午後1時までを除く。）  
なお、電子入札・開札システムによる場合は、平成23年1月15日（土）から同年2月8日（火）まで（日曜日を除く。）の午前8時から午後10時まで（ただし、2月8日（火）は午後4時までとする。）の間に提出すること。
- イ 受付場所  
前記3(1)アに同じ。
- ウ 提出書類  
内訳書及びカタログ等の仕様分かるもの
- エ 提出方法  
電子入札・開札システム、持参又はFAXにより提出すること。
- オ 確認の結果  
平成23年2月16日（水）午前10時までに通知する。
- (2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1)ウの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。
- (3) 入札者は、上記(1)オで認められた物品で入札すること。
- 5 その他
- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額に契約期間60箇月を乗じた金額）の100分の5以上の額の入札保証金を平成23年2月21日（月）正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

(3) 契約保証金

契約金額（落札金額に契約期間60箇月を乗じて得た額）の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

(4) 入札に関する条件

ア 入札は、所定の日時及び場所に入札書を持参、郵送等により行うか、又は電子入札をすること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が平成23年3月9日（水）までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札金額が分明であること。

なお、代理人が入札をする場合は、入札書に代理人の記名及び押印があること（電子入札を除く。）。

キ 代理人が入札する場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

なお、電子入札の場合は、事前に承認された代理人に限る。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと（電子入札を除く。）。

ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(i) 初度の入札において、アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反して無効となった者以外の者

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、仕様を満たさない者のした入札、提出書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要作成

(7) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Toshizo Ido, Governor of Hyogo Prefecture

(2) Nature and quantity of the product to be purchased:

Hyogo Food & Living Sanitation Data Processing System 1 set (leasing contract)

(3) Lease period: March 26, 2011—March 25, 2016

(4) Lease place:

Public Health and Sanitation Division, Hyogo Prefecture (5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo prefecture) and 13 other place (as specified in the tender documentation)

(5) Deadline for the submission of tender application forms:

16:00 January 28, 2011

(6) Deadline for tender:

13:30 February 23, 2011 by direct delivery, electronic bidding system;

17:00 February 22, 2011 by mail

(7) Person to contact concerning the notice:

Ms. Sakabayashi, Personnel and Procurement Division, Treasury Bureau,  
Hyogo Prefectural Government 5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8567  
TEL (078)341-7711 extension 4938

病院局辞令

平成23年1月1日付

(県立尼崎病院診療部皮膚科部長兼県立塚口病院診療部皮膚科部長)

工藤比等志

県立塚口病院診療部皮膚科部長兼務を免ずる

(県立がんセンター診療部脳神経外科部長)

佐々木真人

県立柏原病院診療部脳神経外科部長に兼ねて補する

選挙管理委員会公告

平成22年度選挙一般表彰

兵庫県選挙管理委員会表彰規程（昭和28年兵庫県選挙管理委員会告示第8号）第2条及び第3条第1号の規定により、平成22年度選挙一般表彰として、平成22年12月17日に次の者を表彰した。

平成23年1月14日

兵庫県選挙管理委員会

委員長 村上寿浩

(委員の部)

| 氏名     | 職名            | 住所     |
|--------|---------------|--------|
| 藤本 泰 郎 | 朝来市選挙管理委員会委員長 | 朝来市    |
| 渡 邊 等  | 市川町選挙管理委員会委員長 | 神崎郡市川町 |
| 秦 欣一郎  | 香美町選挙管理委員会委員長 | 美方郡香美町 |

(職員の部)

| 氏名     | 職名                | 住所     |
|--------|-------------------|--------|
| 若林 克 美 | 神戸市東灘区選挙管理委員会事務職員 | 神戸市西区  |
| 志方 洋 一 | 神戸市灘区選挙管理委員会選挙課長  | 同市同区   |
| 野村 泉   | 尼崎市選挙管理委員会選挙担当係長  | 西宮市    |
| 大谷 康 孝 | 宝塚市選挙管理委員会副課長     | 大阪府豊中市 |
| 森 文 彰  | 太子町選挙管理委員会書記      | たつの市   |



平成22年7月11日執行参議院議員通常選挙兵庫県選挙管理委員会表彰

兵庫県選挙管理委員会表彰規程（昭和28年兵庫県選挙管理委員会告示第8号）第2条及び第3条第2号の規定により、平成22年7月11日執行参議院議員通常選挙兵庫県選挙管理委員会表彰として、平成22年12月17日に次の者を表彰した。

平成23年1月14日

兵庫県選挙管理委員会

委員長 村上寿浩

1 兵庫県選挙管理委員会表彰

(選挙管理委員会の部)

| 名称         | 所在地    |
|------------|--------|
| 三木市選挙管理委員会 | 三木市    |
| 篠山市選挙管理委員会 | 篠山市    |
| 福崎町選挙管理委員会 | 神崎郡福崎町 |

(委員及び職員の一部)

| 氏 名     | 職 名                    | 住 所    |
|---------|------------------------|--------|
| 藤 原 一 志 | 西脇市選挙管理委員会委員長          | 西脇市    |
| 戸 田 裕   | 三木市選挙管理委員会委員長代理        | 三木市    |
| 笠 岡 義 和 | 神戸市灘区選挙管理委員会事務職員       | 明石市    |
| 栗 田 朋 子 | 神戸市兵庫区選挙管理委員会選挙係長      | 同 市    |
| 松 本 康 子 | 神戸市北区選挙管理委員会事務職員       | 同 市    |
| 田 村 彰 啓 | 神戸市長田区選挙管理委員会事務職員      | 神戸市灘区  |
| 中 原 和 大 | 明石市選挙管理委員会主事           | 明石市    |
| 吉 田 唯 彦 | 伊丹市選挙管理委員会主査           | 伊丹市    |
| 岡 本 延 也 | 加古川市選挙管理委員会主査          | 加古川市   |
| 宇 野 慎一郎 | 兵庫県企画県民部企画財政局市町振興課財政係長 | 神戸市須磨区 |

2 兵庫県選挙管理委員会感謝状

(個人の部)

| 氏 名     | 職 名             | 住 所 |
|---------|-----------------|-----|
| 永 田 治 子 | 川西市明るい選挙推進協議会委員 | 川西市 |

公 安 委 員 会 告 示

兵庫県公安委員会告示第13号

道路交通法(昭和35年法律第105号)第108条第1項に規定する免許関係事務(以下「免許関係事務」という。)の委託に関し、道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)第31条の4の2の規定に基づき公安委員会が認める法人は、次に掲げる要件を満たしている者とする。

平成23年 1月14日

兵庫県公安委員会

委員長 下 村 俊 子

- 1 役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。)のうちに次のいずれかに該当する者がいないこと。
  - (1) 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
  - (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
  - (3) 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者
  - (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であつて、当該命令又は指示を受けた日から起算して2年を経過しないもの
  - (5) アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者
  - (6) 精神機能の障害により免許関係事務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができないと認められる者
- 2 次に掲げる要件を満たすことのできる能力を有していること。
  - (1) 事務所又は営業所に、免許関係事務を管理する者を配置することができること。
  - (2) 事務員その他の免許関係事務を行うために必要な者を当該免許関係事務の実施場所に必要な数配置することができること。
  - (3) 個人情報の保護に関する条例(平成8年兵庫県条例第24号)第10条第2項に規定する安全確保の措置を講ずることができること。



兵庫県公安委員会告示第14号

道路交通法(昭和35年法律第105号)第108条の2第1項第1号及び同項第9号に規定するそれぞれの講習(以下「講習」という。)の委託に関し、同法第108条の2第3項及び道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)第38条の3の規定に基づき公安委員会が認める者は、次に掲げる要件を満たしている者とする。

平成23年1月14日

兵庫県公安委員会

委員長 下 村 俊 子

- 1 役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）のうちに次のいずれかに該当する者がいないこと。
  - (1) 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
  - (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
  - (3) 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者
  - (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であつて、当該命令又は指示を受けた日から起算して2年を経過しないもの
  - (5) アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者
  - (6) 精神機能の障害により講習を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができないと認められる者
- 2 施設、教材その他の講習を行うために必要な設備を有し、又は調達することができること。
- 3 次に掲げる要件を満たすことのできる能力を有していること。
  - (1) 事務所又は営業所に、講習を管理する者を配置することができること。
  - (2) 事務員その他の講習を行うために必要な者を当該講習の実施場所に必要な数配置することができること。
  - (3) 講習における講習事項に関して専門的な能力を有する者を講師として手配することができること。
  - (4) 個人情報の保護に関する条例（平成8年兵庫県条例第24号）第10条第2項に規定する安全確保の措置を講ずることができること。

~~~~~

兵庫県公安委員会告示第15号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の2第1項第3号、同項第11号及び同項第13号に規定するそれぞれの講習並びに同条第2項の規定による講習（運転免許に係る講習等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第4号）第2条第1項第3号に規定する基準に適合しているものに限る。）（以下これらを「講習」という。）の委託に関し、同法第108条の2第3項及び道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第38条の3の規定に基づき公安委員会が認める者は、次に掲げる要件を満たしている者とする。

平成23年1月14日

兵庫県公安委員会

委員長 下 村 俊 子

- 1 役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）のうちに次のいずれかに該当する者がいないこと。
 - (1) 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
 - (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
 - (3) 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者
 - (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であつて、当該命令又は指示を受けた日から起算して2年を経過しないもの
 - (5) アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者
 - (6) 精神機能の障害により講習を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができないと認められる者
- 2 次に掲げる要件を満たすことのできる能力を有していること。
 - (1) 事務所又は営業所に、講習を管理する者を配置することができること。

- (2) 事務員その他の講習を行うために必要な者を当該講習の実施場所に必要な数配置することができること。
- (3) 講習における指導に必要な能力を有する者を当該講習を行うために必要な数以上有していること。
- (4) 個人情報の保護に関する条例（平成8年兵庫県条例第24号）第10条第2項に規定する安全確保の措置を講ずることができること。



兵庫県公安委員会告示第16号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の2第1項第4号から第8号まで及び同項第12号に規定するそれぞれの講習（以下「講習」という。）の委託に関し、同法第108条の2第3項及び道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第38条の3の規定に基づき公安委員会が認める者は、次に掲げる要件を満たしている者とする。

平成23年1月14日

兵庫県公安委員会

委員長 下村俊子

- 1 役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）のうちに次のいずれかに該当する者がいないこと。
 - (1) 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
 - (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
 - (3) 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者
 - (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であつて、当該命令又は指示を受けた日から起算して2年を経過しないもの
 - (5) アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者
 - (6) 精神機能の障害により講習を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができないと認められる者
- 2 施設、教材その他の講習を行うために必要な設備を有し、又は調達することができること。
- 3 次に掲げる要件を満たすことができる能力を有していること。
 - (1) 事務所又は営業所に、講習を管理する者を配置することができること。
 - (2) 事務員その他の講習を行うために必要な者を当該講習の実施場所に必要な数配置することができること。
 - (3) 講習における指導に必要な能力を有する者を当該講習を行うために必要な数以上有していること。
 - (4) 個人情報の保護に関する条例（平成8年兵庫県条例第24号）第10条第2項に規定する安全確保の措置を講ずることができること。